

酒田港(一部変更)

酒田港の概要

○ 港湾管理者は山形県、港湾背後は酒田市。昭和26年に重要港湾に指定。



酒田港港湾計画一部変更

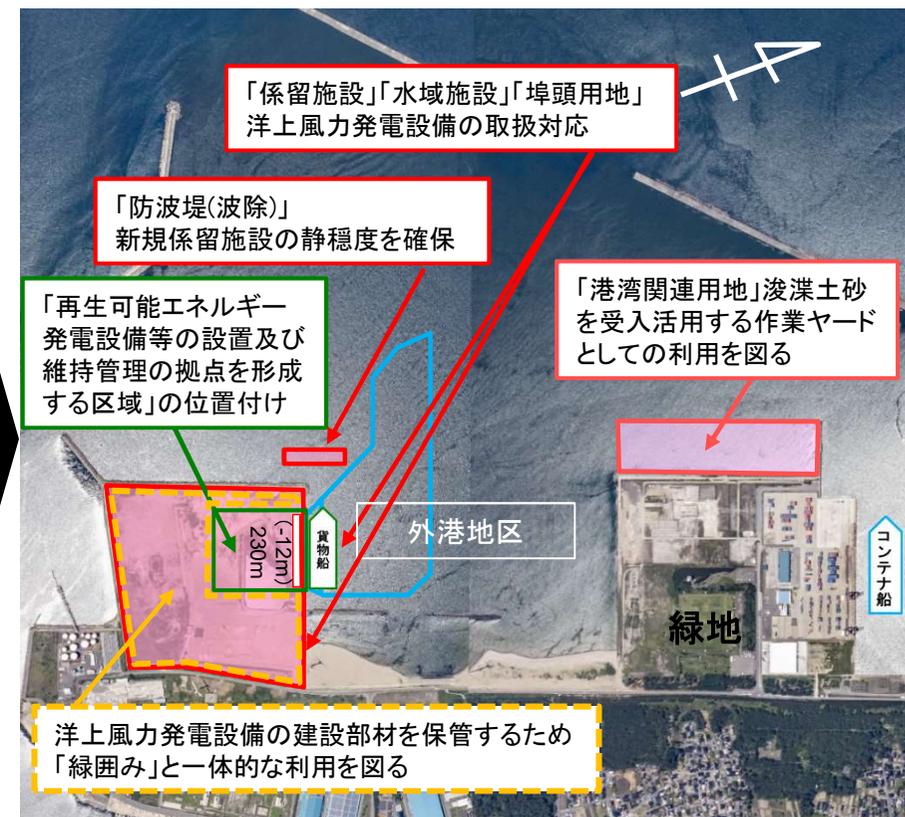
前回改訂: 令和2年2月 (目標年次: 2030年代半ば)

- 山形県は、脱炭素社会の構築に向け、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指すことを宣言。(R2.8)
- 山形県遊佐町沖の再エネ海域利用法に基づく促進区域指定等、酒田港周辺海域において洋上風力発電の導入に向けた取り組みが進む中、将来的な酒田港の基地港湾化が望まれている状況。
- 海洋再生可能エネルギー発電設備等の導入促進に資するため、「海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点形成する区域」(以下「緑囲み」)の位置付け等を行うとともに、海洋再生可能エネルギー発電設備等の部材を保管し「緑囲み」と一体的に利用するため、土地利用の変更等を行う。
- 浚渫土砂を受入れ活用する作業ヤードとして利用するため、土地利用計画の変更等を行う。

【利用状況】



【今回計画】



計画変更内容

- 海洋再生可能エネルギー発電設備等の導入促進に資するため、「海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域」(以下「緑囲み」)を位置付けるとともに、海洋再生可能エネルギー発電設備の部材を保管し「緑囲み」と一体的に利用するため、土地利用計画等を変更する。
- 海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置に係る利用想定船舶を考慮し、公共埠頭、水域施設を新規計画するとともに、新規公共埠頭の係留施設の静穏度を確保するため、外郭施設を新規計画する。
- 浚渫土砂を受入れ活用する作業ヤードとして利用するため、土地利用計画等を変更する。

【土地利用計画】

緑地 面積 3.9ha⇒埠頭用地 面積 3.9ha
 [既定計画の変更計画]
 工業用地 面積 37.1ha⇒埠頭用地 面積 37.1ha
 [既定計画の変更計画]

再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域
 水深 12m 岸壁 1バース 延長230m
 埠頭用地 8.0ha

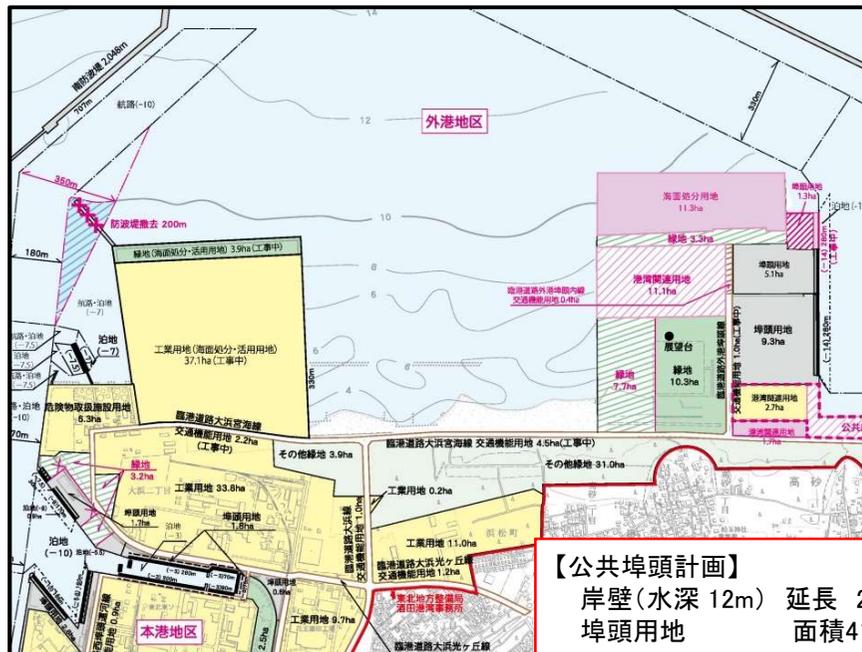
【港湾環境整備施設計画】

外港緑地の一部 面積 3.9ha ⇒(廃止)
 [既定計画の変更計画]

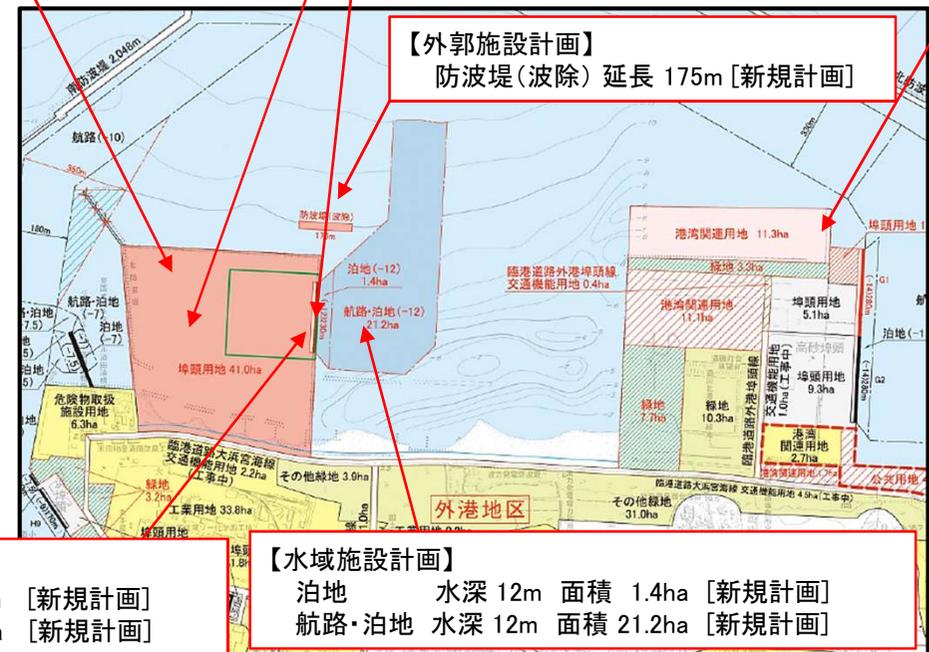
【土地造成及び土地利用計画】

海面処分用地 面積 11.3ha
 ⇒港湾関連用地 面積 11.3ha
 [既定計画の変更計画]

【既定計画】



【今回計画】



【外郭施設計画】

防波堤(波除)延長 175m [新規計画]

【公共埠頭計画】

岸壁(水深 12m) 延長 230m [新規計画]
 埠頭用地 面積41.0ha [新規計画]

【水域施設計画】

泊地 水深 12m 面積 1.4ha [新規計画]
 航路・泊地 水深 12m 面積 21.2ha [新規計画]

基本方針との適合

テーマ	変更概要	基本方針	
		I 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項	V 港湾の開発、利用及び保全に際し特に考慮する基本的な事項
海洋再生可能エネルギーの導入促進	<p>海洋再生可能エネルギーの導入促進に資するため、「海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点形成する区域」の位置づけ等を行う。</p> <p>海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置に係る利用想定船舶を考慮し、上記区域と一体的に利用するため、「公共埠頭計画」、「水域施設計画」、「外郭施設計画」、の新規計画、「港湾環境施設計画」、の変更等を行う。</p>	<p>1 特に戦略的に取り組む事項(に係る基本的な事項)</p> <p>(2) 観光立国と社会の持続的発展を支える港湾機能の強化と港湾空間の利活用</p> <p>③ 海洋再生可能エネルギーの利用及び脱炭素化に資する港湾空間の利活用の推進</p> <p>● 洋上風力発電等の海洋再生可能エネルギーの導入促進</p>	<p>2 官民の連携による港湾の効果的な利用に関する基本的な事項</p> <p>(3) 海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点となる港湾</p> <p>海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成するため、国・港湾管理者・民間企業の連携による港湾の効果的な利用を推進する。</p>